

「電波有効利用成長戦略懇談会フォローアップ会合」の追加提言(案)に対する意見

該当箇所	意見
<p>1. ダイナミック周波数共用システムの実運用</p>	<p>【原案】 従来のものとは異なる新たな共用基準や共用ルールを策定する必要があるが、その際には、一次利用者の保護について十分に配慮することが適当である。(中略) 共用ルールの策定に当たっては、免許人にとって過度な負担にならないよう配慮しつつ、運用計画が適切に提供されるようにすることが適当である。 (中略) ダイナミック周波数共用システムの運用主体については、例えば、電波法に基づき公的機関として国の監督を受ける者とするなど、公平中立的な業務運営や、秘密保持を確実に実施できる機関とすることが適当である。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「一次利用者の保護」「免許人の負担への配慮」「公平中立的な業務運営や秘密保持を確実に実施できる運用主体」の3点は、ダイナミックな周波数共用を円滑に実現するうえで根幹となる前提条件であり、極めて適切な提言です。 ・今後の制度整備において、一次利用者(既存事業者)の保護を「周波数割当計画」や二次利用者の免許条件等に明記するなど、これらの前提条件を確実に措置すべきものと考えます。 <p>【原案】 費用負担の在り方、有害な混信が発生した場合の責任の考え方、高度な周波数共用方式の導入等については、詳細な検討が必要である。このため、システムの実運用に当たっては、当初は試行的な運用としつつ、研究開発等の結果や諸外国における状況等も踏まえてこれらの課題を検討した上で、本格運用に移行することが適当である。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダイナミック周波数共用システムは、早ければ2021年度に実用化とされていますが、対象の周波数帯域、共用となる無線システムの運用形態や性格に応じて、実運用にあたって解決すべき課題が異なります。実運用はスケジュールありきとせず、ステークホルダーが納得できる結論に向けて、各周波数帯において丁寧な検討を行うよう

	<p>要望します。</p> <ul style="list-style-type: none">• 万が一にも有害な混信が発生しないよう、安全面に十分に配慮した試行的な運用からスタートする旨の提言は、妥当なものと考えます。• ダイナミック周波数共用システムの運営費用は、その運営により周波数の二次利用が可能となることに鑑み、便益を受ける二次利用者が負担する旨を、今後の制度整備において明確化すべきと考えます。• ダイナミックな周波数共用が実現した場合には、当該帯域の一次利用者の電波利用料負担は軽減すべきものと考えます。
--	--